

令和7年 第10回
教育委員会定例会会議録

令和7年7月24日 (木)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2662号

令和7年第10回定例会

日 時 令和7年7月24日(木) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員 員	鈴 木 令 奈
		中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	教 育 長 室 長	若 杉 健 次
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図 書 文 化 財 課 長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	学校施設担当課長	河 原 一 祥
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2655号 第3回定例会

第2657号 第4回定例会

日程第2 審議事項

1 令和7年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における評価対象事業の決定について

日程第3 協議事項

1 令和7年度港区指定文化財の指定に係る諮問について
2 港区立東町小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長について (案)

日程第4 報告事項

- 1 民間プール施設の活用について
- 2 令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 3 後援名義等の6月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について
- 7 図書館の6月分利用実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 10 8月教育人事企画課事業予定について
- 11 みなと科学館の6月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから令和7年第10回港区教育委員会を開会いたします。本日は山内委員から、所用により欠席とのご連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は中村委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○中村委員 かしこまりました。

日程第1 会議録の承認

第2655号 第3回定例会

第2657号 第4回定例会

○教育長 日程第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載した2件の会議録につきましては承認ということでおよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定をいたしました。会議録については公開に向け、速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 令和7年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における評価対象事業の決定について

○教育長 審議事項第1、議案第42号「令和7年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における評価対象事業の決定について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは議案第42号「令和7年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における評価対象事業の決定について」お諮りをいたします。資料については17ページございますけれども、17ページ分の2ページ目からを御覧いただきたいと思います。

項番の1として、実施目的についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会が行っている事務について、執行状況の点検・評価を行い、その結果を区民に公表することで説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施をするものになります。

次に2番になります。「点検及び評価の対象及び評価対象事業の決定」についてです。詳しくは後程ご説明させていただきますけれども、教育ビジョンを達成するための四つの個別計画、分野別

の計画になりますが、「港区学校教育推進計画」、それから「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」、それぞれの計画に掲げる目標の下に体系化された事業を選択することとしております。

次に（2）です。17分の2ページの下になりますけれども、評価対象事業の決定になりますが、①から③の三つの視点について、事業を選択させていただいております。「今後さらに推進していくべき特徴的・先駆的な事業」「計画の達成に向け、改善の余地がある事業」「昨今の社会情勢等を考慮し実施する事業」について選定をするものでございます。

続いて次のページ、17分の3ページになります。3の「点検及び評価の実施方法」になります。評価シートを作成しました後に評価の実施をさせていただきまして、次に、少し先になりますが、その下段の4番の「スケジュール」を御覧いただきたいと思います。

本日の本委員会に先立ちまして、7月15日に外部委員で構成する評価会議を開いていただきまして、評価対象事業の選出についてご意見を伺いました。本日、委員会にてご決定いただきました後に、9月上旬以降、第2回の評価会議を開きまして、その後に施設の視察、それから評価委員の皆様からの評価を頂く予定です。

その評価を基に、12月の上旬になりますが、教育委員の皆さんと評価委員の皆さんとで意見交換をしていただきながら、最終的には最下段になりますが、年明け1月の本委員会で点検・評価の結果をご審議いただいてご決定いただいた後、来年の1月から2月にかけてになるかと思いますが、港区議会に報告をいたしまして、公表をするという予定でございます。

参考ですが、17分の4ページには評価委員の名簿をおつけさせていただいています。

続きまして、具体的な評価事業の対象につきましてご説明をさせていただきます。17分の5ページからになりますので、御覧いただければと思います。

まず5ページになりますが、1点目については「スポーツ推進計画」から「遊び場開放事業の実施」。港区「みんなとジョイスポ事業」に名称を変更してございますけれども、選定をいたしました。理由といたしましては、地域の児童及び幼児が安全に運動できる場所を提供するため、区立の小学校の校庭・体育館を、学校教育に支障のない範囲で開放する事業です。

近年、参加者が減少傾向にあるという課題がありますけれども、昨年度、運動遊びプログラム「JUMP—JAM」になりますが、試行実施したところ、多くの子どもたちの参加につながりました。事業の魅力を高めまして、より多くの子どもたちに参加していただける効果的な事業にするため、本事業を選定させていただきました。事業の実績については、記載のとおりになっております。

続きまして次のページ、6ページになります。こちらは「生涯学習推進計画」から「地域学校協働活動の推進」を選定させていただいております。地域の人材や企業等の参加・協力を得まして、学校運営のさらなる充実・発展を目指すための仕組みになります。子どもたちへの幅広い学びの提供と、学校と地域との連携の強化、教員の負担軽減のために、全校的に設置を進めるとともに、よ

り一層の活用を促進する必要があるということで、本事業を選定させていただいております。ちなみに設置校、それから派遣しているコーディネーター数等の実績は記載のとおりでございます。

続きまして3点目になります。次の7ページです。「図書館サービス推進計画」から「ＩＣＴを活用した利便性の向上」について選定いたしました。令和6年度に更新をしました図書館システムで、図書館カードのカードレス化の対応といたしまして、利用者のスマートフォン等からマイ図書館にログインをして、図書館カード番号のバーコードを表示することで、カードを持参せずに図書館資料の貸出しを可能といたしました。利用者の利便性の向上につながるＩＣＴの活用をより一層推進するため、本事業を選定させていただきました。

続きまして、今度は「学校教育推進計画」に移ります。8ページを御覧いただきたいと思います。17分の8ページです。まず「環境教育の充実」といたしまして、SDGsの視点から、持続可能な社会の作り手となる子どもたちの育成といたしまして、環境教育を重点的に取り組んでおりますが、全ての幼稚園、小・中学校が毎年度取り組んでいる学校版環境マネジメントシステム「みなと子どもエコアクション」と呼んでおりますが、こちらの3Rの推進に加えまして、直近2年ではビオトープを活用した生物の多様性に関する学習にまで発展をさせております。今後もこのような取組を進めていき、子どもたちが環境保全への興味・関心を高める環境教育を一層充実させていくため、本事業を選定したものでございます。

最後になりますが、同じく「学校教育推進計画」から、8ページの下段になりますが「エデュケーション・アシスタント等の拡充」について選定をいたしました。括弧書きですが、「教員の指導力向上」という囲みを入れさせていただいております。令和6年度から、新たに東京都の補助金事業であるエデュケーション・アシスタントを全校に配置をしております。同アシスタント事業は、担任が安定して学級経営を行うことができるよう、小学校1年生から3年生の学年に担任業務の補佐をする職になります。

副校长の負担が大きくなっていることを踏まえまして、学校管理職に学校経営等の支援・助言を行う学校経営アドバイザーも新たに1名を任用しております。エデュケーション・アシスタントにつきましては、令和7年度に人数を拡大していることもありまして、教員の負担軽減の推進をより一層充実させていくため、本事業を今回の選定に加えさせていただきました。

次の9ページ以降につきましては、評価シートになっております。これは昨年と内容は変更ございません。

続きまして11ページから16ページまでは、分野別の計画の施策の一覧になりますので、後程ご参照いただければと思います。

最後に17ページになりますけれども、これまでの「港区教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価」に関する施策の一覧の方を、参考でおつけさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。なお、先日行われました評価会議におきましては、五つの個別事業に関しまして、いずれも対象事業として適切だとご評価を頂いております。長くなりましたが、ご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 5ページのスポーツ推進計画のところですが、項番の2の令和6年度の実績のところで、開放実施校が18校となっているのですけれども、これ、1校開放を実施していないところはどこでしょうか。ならびにその理由を教えていただきたいのです。

○生涯学習スポーツ振興課長 こちらは赤羽小学校になります。工事の関係でまだ開放していなかったと、昨年度は開放していなかったということで、18校になっております。

○教育長 田谷委員、よろしいでしょうか。

○田谷委員 では、工事が終わり次第、開放に向かっていくという考え方でよろしいでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりで、今年度は赤羽小学校、開放しております。

○田谷委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○中村委員 学校教育推進計画の「エデュケーション・アシスタント等の拡充」のところで、括弧して「教員の指導力向上」と書いてあるのですけれども、選定理由を読むと「教員の負担軽減の推進を一層充実させていくため」と書かれているのです。そうすると、教員の指導力向上というのは果たして適切な言葉なのか、ちょっとどうなのかなと。選定理由のところと事業名のところは、ちょっとバランスが悪いかなと思うのですが、いかがですか。

○教育人事企画課長 エデュケーション・アシスタントが副担任相当の仕事をして、担任を補佐していくことで、教員が授業力の向上に専念してもらうという趣旨で書いておりました。ちょっと表現がずれているところは申し訳ございません。

○中村委員 要するに、エデュケーション・アシスタントをつけることによって、助けてもらう教員の指導力が向上すると、集中できるということですね。本来の教育に。

そういう意味では理解できるのですが、ただ、選定理由のところがそのように書いていてなくて、「教員の負担軽減の推進を一層充実させていくため」と書いてあるので、そういう趣旨であれば、ここはちょっと表現を変えた方がいいのではないですか。

○教育人事企画課長 ご指摘ありがとうございます。先生のご意見を踏まえまして、表現の修正を行います。よろしくお願ひいたします。

○中村委員 分かりました。よろしくお願ひします。

○鈴木委員 学校教育推進計画の中の「地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進」のところで、ビオトープを活用した生物の多様性に関する学習にまで発展してきていますというところなのですが、具体的に全校でこのビオトープを活用されているのかという現状を教えていただけないでしょうか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。今、令和6年度から、もう全校、園、小・中学校、幼稚園の方にビオトープは設置されているところでございます。その中で、ビオトープの中の生き物を観察したりだったりとか、あと、学校によっては二つビオトープを用意して、ビオトープの中

身の内容を比較検討できるような形で、育て方とか運用の仕方を変えて、実際に生物の多様性について理解して探求するような学習を進めたりとかしています。場所によっては、広さもちょっとそれぞれ環境によっては差があるのでけれども、取組としては、子どもたちが主体的に考えながら進められるようにということで今進めていて、またこれに地域の方々がご協力いただいて、地域と一緒にやっている学校・園もあるということは報告で受けているところでございます。以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。では、やっていない学校は実質ありますか。今後やっていきたいという方針はあるのかどうかというのを教えてください。

○教育指導担当課長 実際にやっていないというところはないです。全ての学校・幼稚園ではやっているのですけれども、取組には差があるというところで、これから充実、拡大していきたいという方向性ではあります。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第42号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第42号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 協議事項

1 令和7年度港区指定文化財の指定に係る諮問について

○教育長 次に日程の第3「協議事項」に入ります。「令和7年度港区指定文化財の指定に係る諮問について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「令和7年度港区指定文化財の指定に係る諮問について」ご説明いたします。本日付協議資料No. 1を御覧ください。1ページ、協議内容です。港区文化財保護条例第39条第1項の規定に基づき、港区指定文化財の指定について、港区文化財保護審議会に諮問します。

項番1 「指定文化財候補」です。(1)「南日下久保町宮村町永坂町沽券図」1点。所有者は港区教育委員会、所在は港区白金台四丁目6番2号です。(2)「慶應義塾三田演説会資料」11点。所有者は学校法人慶應義塾、所在は港区三田二丁目15番45号です。

項番2 「今後のスケジュール」です。本日、教育委員会協議を経て、7月下旬に文化財保護審議会に諮問いたします。その後、9月下旬に答申を受け、10月上旬に改めて教育委員会で指定についてご審議いただく予定です。

2ページ、参考資料1を御覧ください。「南日下久保町宮村町永坂町沽券図」です。沽券図とは、町屋敷ごとに間口、奥行き、坪数、町屋敷の金額、地主名、家守名を記した絵図です。本図

は、寛保3年の命令を受けて翌年の延享元年に作成された沽券図です。南日下久保町の全てと、隣接する宮村町と永坂町の一部分を描いており、正本に近い町側の控えと考えられます。本図は江戸の周縁部の入り組んだ町の様相や、複数町にまたがる沽券図の描き方を推察させるとともに、江戸時代中期の南日下久保町付近の敷地割や地価といった社会状況など、周縁部の町の情報を現在に伝える貴重な資料です。

3ページ、参考資料2を御覧ください。「慶應義塾三田演説会資料」です。三田演説会は、演説討論の集まりとして、福澤諭吉らが中心となり、明治7年に慶應義塾内に発足しました。同会の活動は、演説や討論の意義を、慶應義塾の枠を越えて広く一般に伝え、自由民権運動の勃興の源となりました。慶應義塾三田演説会資料は、この三田演説会で書き継がれた資料であり、形態は全て堅冊です。全11冊を通じて、明治7年の発足から昭和13年までの事柄が記されています。同会の活動の一端を見ることのできる当資料は、港区のみならず、日本の近現代史上においても貴重な資料です。説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○教育長 以上とさせていただきます。なお、今回の協議をもちまして、議会に諮らせていただきます。

2 港区立東町小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長について（案）

○教育長 次に、協議事項第2、「港区立東町小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長について（案）」の説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、「港区立東町小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長について（案）」をご説明させていただきます。本日付協議資料No. 2を御覧ください。令和8年8月に賃借期間が終了する港区立東町小学校内の仮設校舎につきまして、学校機能の維持等を図るため、学校改築を開始する令和12年6月まで賃貸借契約を延長するものです。

項番1 「東町小学校内の仮設校舎の概要」です。「位置」が東町小学校校庭。「校舎規模」地上3階建、延床面積686平米。「施設概要」普通教室3教室、特別教室1教室となっております。

項番2 「東町小学校の改築計画について」です。建物の老朽化や、学校施設として求められる機能・性能の向上を図ることなどから、令和6年度第4回公共施設等整備検討委員会にて改築する方針を決定し、令和12年度に工事着手を予定しております。

項番3 「仮設校舎設置継続の必要性」です。現在、普通教室16教室に対して、本校舎に13教室、仮設校舎に3教室で学校運営をしております。特別教室が15教室ございますが、これまで児童数の増加等に合わせて特別教室を普通教室へ転用しており、これ以上の普通教室の転用は困難な状況です。また学校からは、算数少人数教室等を増やしたいといったご要望もございます。

2ページを御覧ください。東町小学校の児童数・学級数推計です。児童数推計においては、今後一時的に児童数が減っていく見込みとなっておりますが、児童数が一時的に減ったとしても、算数少人数教室等の教室は本校舎内に新たに設けることが困難であるため、引き続き仮設校舎が必要な状況になっております。

項番4 「賃貸借契約期間の延長について」です。仮設校舎の賃貸借契約の期間について、平成27年4月24日から、令和8年8月31日までのところ、本校舎学校改築を開始する令和12年6月30日まで延長いたします。(1) では、現行契約、契約変更を表にしております。履行期間につきましては、説明したとおりになります。契約金額につきまして、1億9,610万7,000円のところ、1,698万9,620円を増額しまして、2億1,309万6,620円に変更となります。

(2) 「債務負担行為の設定」については、記載のとおりとなります。

項番5 「今後のスケジュール」です。8月26日に公共施設等整備検討委員会に諮りまして、9月11日に教育委員会で審議いたします。その後、10月下旬に区民文教常任委員会にて報告し、第4回定例会で債務負担行為額の変更等をご決定いただき、令和8年1月下旬に契約の変更手続を行います。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○田谷委員 これは1ページの、1の東町小学校の仮設校舎の概要ということなのですが、これを見ると、校庭の50メートルの直線が仮校舎に食い込んでしまっているのですが、この部分はどうなっているのですか。

○学校施設担当課長 仮設校舎の1階部分につきまして、ちょうどトラックがかかっている部分につきましてはピロティとなっておりまして、その部分については空間がある状況です。

○田谷委員 子どもたちが思い切り走って、その終着点になるかどうか分からぬのですけれども、事故がないような態勢を取られているのでしょうか。

○学校施設担当課長 今まで事故もありませんし、安全対策も取られていますので、問題ないと考えております。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。それと、同じページの項番2の「東町小学校の改築計画について」なのですが、改めて令和12年に工事着工ということが書いてあるのですけれども、その間の仮校舎とかそういったところについて、ご説明いただきたいのですが。

○学校施設担当課長 今、仮設校舎につきましては、旧三光小学校、現在御田小学校の三光キャンパスとして使われている場所を予定しております。詳細については今後、基本計画等の中でしっかり検討していきたいと思います。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。今、課長からのお話の中でも、今後その詳細については検討委員会等でということがありましたけれども、ただ問題になるのは子どもたちの、三田小学校のときもそうですけれども、通学のルートということが問題になると思います。東町地区からの通学だと、バス通学か地下鉄を使うというようなことも考えられますし、また、それぞれバス停や地下鉄の駅からの通学路、この現場には白金の丘学園もありますので、また同じ通学路になってしまふと歩道が狭いですから、非常に危険だと思います。その辺などもそういう会議で検討されると思うのですが、以上のことをお含みおきの上、ご検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 もともとの契約期間が平成27年4月24日から平成38年8月31日になっていたようなのですけれども、この契約期間を決めたのは何か理由があると思うのですけれども、なぜこの期間にしたのか。そこは分かりませんか。

○学校施設担当課長 港区の人口推計が10年となっていますので、その期間を基に契約しております。

○中村委員 ただ、これは契約期間は10年を超えてますよね。

○教育長 まだ把握していなければ、分かった時点でまたご報告をするということでいかがでしょうか。それとも何かもう分かっていますか。

○学校施設担当課長 平成27年度につきましては、まず仮設校舎の設置工事を行っておりまして、賃借費用が始まったのが平成28年4月以降という形になっております。

○中村委員 要するに、27年4月24日から仮となっていますけれども、実際に仮校舎を使い始めたのは28年の4月1日からスタートしたということですか。

○学校施設担当課長 委員ご指摘のとおり、4月1日からとなっております。

○中村委員 平成28年4月1日から実際に仮校舎として使い始めて、契約の終わりが38年の8月31日となっていますけれども、これでも10年を超えるのですけれども、これは仮校舎を壊す期間も入れたということですか。入れて、この期間で終わるという意味ですか。

○学校施設担当課長 委員からのご指摘のとおりとなります。解体工事期間も含めてという形となっております。

○中村委員 そうすると令和8年7月1日から解体期間と書いてあるので、一応、校舎としての使用としては令和8年6月いっぱいまでを使う予定として借りたと、約10年となっていますけれども、10年ちょっと、この期間を借りることになったと。基本的には10年の人口動勢調査を基にして10年ぐらいでいいのではないかとしてみて、この賃貸借契約を決めたと、そういう理解でよろしいですか。

○学校施設担当課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこの案件は以上とさせていただきます。なお、今回の協議をもちまして、この後予定されている公共施設等整備検討委員会に諮らせていただきます。

日程第4 報告事項

1 民間プール施設の活用について

○教育長 次に日程の第4「報告事項」に入ります。報告事項の第1「民間プール施設の活用について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、民間プール施設の区民への開放についてご報告をさせていただきます。本日付の報告資料No. 1を御覧ください。本件は、企業との連携によりまして区民を対象に民間プール施設を無料で開放することについてご報告するものです。

項番の1、まずは「経緯」についてご説明いたします。北青山二丁目にあります「OASIS RAFEEL 青山」というフィットネスクラブを運営する株式会社ルネサンスから、地域貢献の一環ということで、プールを無償で貸し出すとの申し出がございました。現在、青山地域では、区立学校のプール開放を行っておりませんが、比較的距離の近い赤坂中学校の屋内プールが、開放を行っている学校の中では最も利用者が多いということから、青山地域においても一定の需要があると見込みまして、区民を対象にプールの無料開放を行うことといたしました。

項番の2「連携先施設の概要」についてです。連携するのは株式会社ルネサンス、施設は北青山二丁目、秩父宮ラグビー場を過ぎたところにございます「OASIS RAFEEL 青山」というフィットネスクラブで、25メートル掛ける3コースのプールとなります。ちなみにプールのほかにはトレーニングジム、スタジオ、SPA、サウナ等がある施設です。営業時間は資料記載のとおりで、金曜日が休館日となっています。

項番の3「無料開放の実施について」です。「OASIS RAFEEL 青山」の休館日である金曜日、それから営業時間外の時間帯に、区民向けの無料開放を実施いたします。

(1) ですが、「対象」は中学生以上の区内在住者といたします。この施設は本来利用対象が、会員となって利用する対象が、高校生以上ということですけれども、施設運営者と協議いたしまして、なるべく広く対象を取れるように、今回は中学生以上ということといたしました。

(2) 開放する「日時」は、こちらも施設運営側との協議によりまして、資料記載の5回の日程となっております。

(3) 「開放場所」すなわち区民が利用できる場所ですけれども、プールと更衣室となります。

資料の次ページ見ていただきまして、(4)、(5)。「費用」ですけれども無料で、受付等の対応は「OASIS RAFEEL 青山」のスタッフにしていただくこととなっております。

項番の4「周知」につきましては、区のホームページ、Xのほか、「OASIS RAFEEL 青山」のホームページ、別紙としておつけしておりますチラシの配布等により行います。

最後に項番の5、スケジュールです。7月29日から周知を開始しまして、8月下旬の5回の日程で開放を実施いたします。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 ご説明ありがとうございました。今の「運営方法」のところですが、先方の運営スタッフが受付等の対応をいたしますということなのですが、受付等ということは、プールの監視体制についてはいかがなのでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 ご説明が不足しております失礼いたしました。施設側のスタッフ1名の方が、プールの安全管理としても配置されます。

○田谷委員 分かりました。ただ、その内容はどこかでうたつておいていただいた方がいいかなと思うのですが、いかがでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 ご指摘のとおり、安全管理については非常に重要な点ですので、この報告後で恐縮ですけれども、資料には追記しておきます。

○田谷委員 ありがとうございます。昨今、暑いので非常に水の事故が多いものですから、海、川、プールとか、事故が多いと思いますので、その辺のところはよろしくお願ひします。以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。1点目は田谷委員の方でお話しくださったので大丈夫かと思うのですけれども、監視の方、これだけでも非常に素晴らしい取組でございますので、利用者が非常に多く希望される可能性があるのですけれども、何か上限を決められていらっしゃるでしょうか。

また2点目なのですけれども、使用側の安全確認などの、何か利用する際の決めみたいなものを再確認、子どもたちにしてもらうとか、そういうものを何かご用意されていらっしゃいますでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず利用の人数ですけれども、3コースしかないというところで、同時にプールの中に入るのは25名までということで施設側と協議しております。プール内的人数が25名に達している場合は、受付で入場を制限しまして、いらっしゃった方には少し待っていただくということになります。

安全管理に関しましては、まず利用に当たって受付のところでプールの利用の注意ですとか、係員の指示に必ず従っていただくことといったようなことに関して説明をいたしまして、それに同意を頂くということにしております。

○鈴木委員 ありがとうございます。一般の公共施設とは違いますので、利用側にきちんと安全を自己責任で利用するということをきちんとお知らせした上でのご利用にしていただかないと、せっかくご厚意でやってくださっていることなので、そちらを徹底していただけるような何か案内などを利用者さんにお配りすると、こちらからの港区としての取組もされた方がよろしいかなと思います。以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 ただいまのご指摘も踏まえまして、周知に当たって、また当日の利用者に対しての説明、しっかりととまいります。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 まず、今回はこの8月22日から29日までの5回。5日に限っての無料開放のようなのですけれども、これはもう、これだけで今後はもうないよという、そういう前提なのでしょうか。それとも、ここで特に問題なく行われば、また今後もルネサンスさんは開放してくれる前提での話なのでしょうか。その辺が分かれば教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 このルネサンスさんは、地域貢献をこれから前向きにやっていきたいということで今回お話を頂きました。ただ先方も初めての試みということで、今回は両者で協議

して、まずは夏場の5回ということで落ち着きましたけれども、この5回の利用者数ですとか、利用いただいた方に簡単なアンケートも実施しようと考へておりますので、こうしたアンケートでの声なども踏まえて、今後も継続的にこうした取組ができるかどうか、改めて事業者側と協議していきたいと考えております。

○中村委員 ということはルネサンスさんの方も、状況によれば、今後もこういう無料開放を定期的にやっていただけるということを前提に考へていると思われるという、そういうことでよろしいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ルネサンス側も前向きに考えてくださっております。ただ、定期的にといいますか、継続的にやっていくに当たっては、常に無料なのか、予算が必要となるのか。そういうことも含めて、今後協議していこうと考えております。

○中村委員 大変意義あることだと思うので、ぜひぜひ積極的に進めてもらいたいなとは思うのですが、先程鈴木委員の話にもちょっと出てきましたけれども、そういうことであれば、やはり区民に対して、区のプールを使っているのではないよと、民間のプールを使わせてもらっているのだよということはしっかりと周知して、区の施設を乱暴に扱っていいという意味ではないけれども、慎重に使ってくださいなということをやはり徹底すべきでしょうから、この資料についている「民間プール施設を開放します」というこの中とか、あるいは当日、利用者に直接そういうものを啓発するようなものを何か配って、使い方については本当に慎重にお願いするみたいな、そういうようなものをちょっとやった方がよろしいのではないか。何かやられてしまうと、民間ですから、あっという間にもう「やめます」と言われてしまう可能性はあるので、そこら辺、もう少し気を使った方がいいのかなと思いました。以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程の鈴木委員のご指摘もございました。ただいまの中村委員のご指摘も踏まえまして、利用者に対しては、しっかりとマナーを守って使っていただくような啓発というのも、併せて実施していきます。

○中村委員 よろしくお願ひします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に、報告事項の第2「令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 私の方からは、資料No. 2の内容に基づきまして説明させていただきます。資料No. 2を御覧ください。「令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」ご報告いたします。

資料の1枚目につきましては「日時」、「場所」、「出席者」についてでございます。記載のとおりでございます。

資料2枚目のところ、2ページ目のところです。「議事」は御覧のとおりでございます。私の方からは、学校、昨年度に学校で起きたSNS等を用いたいじめ、またはいじめからのトラブルについて説明させていただきました。さらに、小学校長会、中学校長会、それぞれ副会長からは、いじめ問題対策協議会を受けた学校の取組などについてお話しいただいております。

矢部委員からは、セーフティ教室などにおいて警察や関係団体の出張授業を行うとともに、学校公開日では保護者の意識啓発に努めていること、必要に応じてタブレット端末のパスワードの変更を行っていることなどについて報告がありました。

また、中学校長会・中山委員からは、生徒会が主体となり「SNS東京ルール」を参考にして、学校ごとのルールを策定していること、またトラブル発生時の対応の方法について報告がありました。

3ページ目を御覧ください。「意見交換」では、各委員からご意見を頂きました。趣旨について紹介させていただきます。高輪警察署生活安全課長の山口委員からは、管内の高校において発生した事案2件について紹介いただきました。早い段階で学校また警察が介入していれば防げた可能性があり、素早い情報共有の大切さについて実感する事例でございました。

また、こどもとおとなのクリニックパウルーム院長・黒木委員からは、医療の立場から、被害者か加害者かがはっきりしなくなっているケース、トラブルが悪化しているケースなどについてお話を頂きました。

学校法律相談弁護士・牧山委員からは、子どもたちはトラブルを解決し、通常どおり学校生活を送っているにもかかわらず、保護者同士のトラブルが激化し、学校で話し合いの場を持ってほしいなどと強く要求して、学校が対応に苦慮しているという相談が非常に増えているとのことについてお話を頂きました。

区立中学校長会・中山委員と小学校長会・矢部委員からは、学校の対応として、子ども自身を否定するのではなく、その行為を否定し、保護者との信頼関係を築きながら対応しているという報告がありました。

最後に、教育センターの相談員である新井委員からは、いじめ問題の対応の中で、子ども自身の課題や保護者が抱えている問題が顕著に表れていることなどについての意見がありました。

2学期以降も、第2回、第3回といじめ問題対策会議を進めていく予定でございます。報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 3 後援名義等の6月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について

- 7 図書館の6月分利用実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 10 8月教育人事企画課事業予定について
- 11 みなと科学館の6月利用状況について

○教育長 次に、報告事項第3「後援名義等の6月使用承認について」から、報告事項の第11「みなと科学館の6月利用状況について」この9件の定例報告については、配布資料のとおりです。

それぞれ、各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこれらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件は全て終了しましたが、その他、何かございますでしょうか。

○図書文化財課長 高輪築堤調査・保存等検討委員会について、7月10日の教育委員会で、7月に開催された検討委員会の進捗状況について報告させていただきましたが、過去に開催された4月9日の議事録及び資料が7月15日にJR東日本のホームページに公開されましたので、報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。主なポイントを赤線で引いております。初めに、開催記録を御覧ください。6ページです。6ページの下から三つ目の黒丸で、委員長から「本日の説明を受けて、現状で承認するのは難しく、今後協議を行っていく必要がある」、「開発計画については、次の段階で考えるべきである」とあります。

次の7ページです。黒丸、上から二つ目に「改めて港区教育委員会からの要望に沿った内容で検討をお願いする」と発言をしました。

次を御覧ください。資料2です。「『5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(3)』に対するまちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた当社の見解について」を御覧ください。こちらはJR東日本が提出した資料となります。4ページを御覧ください。

④「まちづくりと高輪築堤の保存・継承との両立のあり方(当社案)」1)「6街区南部の第8橋梁部北横仕切堤を含む範囲の現地保存(約115メートル)」、2)前項以外の範囲は記録保存としています。

次に、図面を御覧ください。別紙5・6「5・6街区エリアにおける計画見直しを含めた現地保存の検討」として、左から5街区、6街区、6街区南部の位置を示しています。

続いて、別紙5です。左側の上から二つ目の四角囲みに、「6街区南部の第8橋梁部北横仕切堤を含む範囲の現地保存(約115メートル)」とあります。

続いて、別紙6-14です。「張り出し遺構の現地保存は不可」とあります。資料の説明は以上ですが、前回の教育委員会で報告したとおり、8月にJR東日本から現在の検討状況について説明する予定です。報告は以上です。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明に対して、質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに何かございますでしょうか。

○学務課長 学務課からは、5月にご報告いたしました、区立幼稚園の魅力向上に向けたアンケート調査の結果につきまして、速報版となりますが、取り急ぎ資料のみ情報提供をさせていただきます。本調査は、区立幼稚園の魅力向上に向けた施策を検討する基礎資料とするために、先月6月に実施しております、0～2歳児保護者で約37%、3～5歳児保護者で約33%の回収がございました。実施に当たっては、5月の本委員会でのご報告の際に頂きましたご意見を踏まえて、保護者の就業状況や保育の支援状況について深堀りする質問であるとか、あるいは回答を上げる工夫等を行わせていただいたところでございます。本日は速報ということで、今後若干の数値の調整もあるかと思いますが、次回委員会で改めて分析結果も含め、ご報告させていただく予定です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして本日の会議は閉会といたします。次回、定例会は8月28日木曜日、午前を予定してございます。こちらの方は参考での開催となりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。どうもありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員